

令和4年第1回定例会3月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 1 号 すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市認知症あんしんまちづくり条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市立学校条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市子ども総合支援条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第10号）
- 〃 第 13 号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第11号）
- 〃 第 14 号 令和3年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 15 号 令和3年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 16 号 令和3年度明石市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 17 号 令和3年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 18 号 令和3年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 〃 第 19 号 令和3年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

- 〃 第 2 0 号 令和 3 年度明石市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 1 号 令和 3 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 2 号 山陽本線西明石構内南畑踏切除却立体交差工事委託契約
のこと
- 〃 第 2 3 号 訴えの提起のこと
- 〃 第 2 4 号 訴訟和解のこと
- 〃 第 2 5 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 2 6 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 2 7 号 令和 4 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 2 8 号 令和 4 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 2 9 号 令和 4 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 0 号 令和 4 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 3 1 号 令和 4 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 3 2 号 令和 4 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 3 3 号 令和 4 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 3 4 号 令和 4 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 5 号 令和 4 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 〃 第 3 6 号 令和 4 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 3 7 号 令和 4 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 3 8 号 令和 4 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会
計予算
- 〃 第 3 9 号 令和 4 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 4 0 号 令和 4 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 5 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

すべての市民が大切にされ、誰一人取り残されることのないインクルーシブな社会を実現するための指針として、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 基本理念

インクルーシブ社会は、次に掲げる社会となることを基本理念とする。

ア 支援が必要な人が確実に支援を受けられる社会

イ 支援が必要な人の自己決定権が尊重される社会

ウ すべての人にインクルーシブ理念の必要性が理解される社会

エ すべての人が個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる社会

(2) インクルーシブ社会を実現するための市の責務並びに市民及び事業者の役割について規定

(3) 基本方針

インクルーシブ社会の実現にあたり、次に掲げる事項を基本方針とする。

ア あらゆる差別が解消されること

イ インクルーシブな取組等を効果的に実施するため、障害者等の当事者参画の機会が確保されること

ウ すべての人が必要な情報を確保し、利用できるよう配慮されること

エ 市、市民、事業者及び関係機関は、相互に連携協力し、一体となってインクルーシブな取組等を推進すること

(4) 基本的な施策

インクルーシブ社会を実現するため、次に掲げる施策を推進する。

ア インクルーシブ教育の理念が共有され、誰もが参加し、学ぶことができる環境づくり

- イ 災害時要配慮者への支援
- ウ 総合相談支援体制の整備
- エ 誰もが地域で安心して快適に生活するための支援
- オ 障害者等に対する雇用及び就労の支援
- カ すべての市民が地域生活関連施設を安全かつ快適に利用できる取組の実施
- キ すべての市民の安全で安心かつ自由な移動を実現するための切れ目のない移動手段の確保及び整備
- ク 移動等円滑化促進方針又は基本構想に従ったユニバーサルデザインのまちづくり
- ケ 誰もが旅行を安心して楽しむことができる環境の整備及び当該旅行の普及促進

3 施行期日

令和4年4月1日

1 要 旨

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、基本理念、市の責務及び市民等の役割並びに認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 基本理念

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するにあたり、次に掲げる事項を基本理念とする。

ア 認知症の人等の意思決定に係る適切な支援及び自発的意思の尊重

イ 認知症の人等の視点に立ち、認知症の人等が必要な支援を受けることができる支援体制の実現

ウ 相互に連携し支え合う地域社会の実現

(2) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのための市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割について規定

(3) 基本的施策

認知症の人等に対する支援を総合的かつ効果的に推進するため、次に掲げる施策を推進する。

ア 認知症に関する正しい知識の普及活動等

イ 認知症の疑いのある人への早期の気づき及び切れ目のない支援

ウ 認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるようにするための支援

エ 認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けた支援

オ 成年後見制度の利用促進等

カ 関係機関との連携及び情報提供

キ 感染症等の発生時における認知症の人等の安全確保に資する施策

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 水上オートバイ等の安全な利用を促進するための市及び事業者の責務並びに市民の役割について規定する。

(2) 遊泳者安全区域の指定

市長は、海域等において多数の遊泳者の利用が見込まれ、遊泳者に係る危害を防止するために必要があると認めるときは、期間を定めて、海域等のうち特定の区域を遊泳者安全区域として指定することができる。

(3) 水上オートバイ等による危険行為の禁止

水上オートバイ等を操縦する者は、次に掲げる方法で、水上オートバイ等を操縦してはならない。

ア 海域等利用者の付近において、水上オートバイ等をこれらの者との衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行する操縦の方法

イ 海域等利用者の付近において、水上オートバイ等を急回転し、又は縫航する操縦の方法

(4) 罰則

遊泳者安全区域において、(3)に掲げる方法で水上オートバイ等を操縦した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(4)については、公布の日から起算して20日を経過した日

1 要 旨

引用法令の改廃に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

次の法律が廃止され、個人情報保護法に統合されることに伴い、規定の整備を図る。

ア 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 5 号

明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

職員の出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員の取扱いに準じて、不妊治療のための休暇制度を新設するとともに、育児休業を取得しやすい制度及び環境を整備しようとするもの。

2 内 容

(1) 出生サポート休暇の新設

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年度において5日（体外受精及び顕微授精に係る通院等にあつては、10日）以内の出生サポート休暇を与える。

(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止する。

(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じる。

ア 妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知及びその意向の確認

イ 職員に対する育児休業に係る研修の実施

ウ 育児休業に関する相談体制の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

1 要 旨

兵庫県の学校医及び学校歯科医の報酬の取扱いに準じて、本市の学校医及び学校歯科医の報酬の上限額の改定を行おうとするもの。

2 内 容

学校医及び学校歯科医の報酬の上限額（年額）を引き上げる。

（現行） 幼児、児童又は生徒1名につき年額474円（特別支援学校
にあつては788円）を加算した額

（改正） 幼児、児童又は生徒1名につき年額484円（特別支援学校
にあつては804円）を加算した額

3 施行期日

令和4年4月1日

1 要 旨

明石市立大久保南幼稚園及び明石市立二見北幼稚園を幼稚園型認定こども園として認定することに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

幼稚園型認定こども園として認定することにより、保育の必要な事由の認定を受けた満3歳以上の小学校就学前子ども（以下「保育認定子ども」という。）が当該園を利用することができるようになるため、保育認定子どもが延長保育を利用する際の延長保育料に係る規定を新設する。

3 施行期日

令和4年4月1日

1 要 旨

ヤングケアラー（家事、家族の世話、介護等に関し過度な負担を対価なく強いられている子どもをいう。）及び一時保護、施設入所等の措置を受けた子どもへの支援について定めようとするもの。

2 内 容

(1) ヤングケアラーへの支援

市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行う子どもが過度な負担を強いられることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずる。

(2) 一時保護、施設入所等の措置を受けた子どもへの支援

市は、一時保護、施設入所等の措置を受けたこどもの有する意見表明権をはじめとする権利を保障し、その権利が不当に制限されることのないよう、必要な施策を講ずる。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

民法の一部改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたため、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

児童福祉施設の長による懲戒に係る権限の濫用禁止を定めた規定について、所要の整備を図る。

(現行) 児童福祉施設に入所中の児童等 (満20歳に満たない者)

(改正) 児童福祉施設に入所中の児童 (満18歳に満たない者)

3 施行期日

令和4年4月1日

1 要 旨

消防団員を確保し、もって地域防災力の充実を図るため、国の基準に準じて消防団員の報酬額を引き上げようとするもの。

2 内 容

(1) 年報酬の引上げ

職 名	改 正	現 行
副分団長	45,500 円	38,400 円
部 長	37,000 円	36,000 円
班 長	37,000 円	28,200 円
団 員	36,500 円	21,500 円

(2) 出動等に対する報酬の引上げ

(現行)

区 分	支給単位	報酬額
火災出動等に対する報酬	1 回	1,200 円
その他の災害出動等に対する報酬	1 回	1,500 円

(改正)

区 分	支給単位	報酬額
災害出動に対する報酬	1 日	4 時間未満 4,000 円
		4 時間以上 8,000 円
訓練及び警戒に対する報酬	1 日	3,500 円

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 1 1 号

明石市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、
所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が実施する傷病補償年金等を担保として貸付を行う事業が廃止されることに伴い、当該担保に係る規定を削除する。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

今回の補正は、歳出で、所得制限により国の給付金の支給対象外となった子育て世帯に対し、臨時特別給付金を支給するための経費の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金を追加するもの。

〔 補正額 401,400 千円 補正後 135,459,469 千円 〕

歳 入

国庫支出金	401,400 千円	総務費国庫補助金	401,400 千円
		(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	

歳 出

扶 助 費	401,400 千円	子育て世帯への臨時特別 給付金給付事業費	401,400 千円
		(所得制限により国の給付金の支給対象外となった子育て世帯 児童一人あたり 10 万円)	

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、PCR検査等に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費をはじめ、国の補正予算に伴う（仮称）17号池公園整備事業費及び執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、地方交付税、市税等を追加し、市債、繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 △1,206,891 千円 補正後 134,252,578 千円 〕

歳 入

市 税	1,000,000 千円	個人市民税	300,000 千円
		法人市民税	500,000 千円
		固定資産税等	200,000 千円
法人事業税交付金	100,000 千円	法人事業税交付金	
地方消費税交付金	400,000 千円	地方消費税交付金	
地方特例交付金	△ 218,729 千円	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金等	
地方交付税	2,091,371 千円	普通交付税	
国庫支出金	△ 37,912 千円	総務費国庫補助金	335,624 千円
		<small>（うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 320,337 千円）</small>	
		衛生費国庫補助金等	△ 373,536 千円
県支出金	△ 437,880 千円	民生費県補助金等	
財産収入	48,679 千円	不動産売払収入等	
寄附金	160,000 千円	総務費寄附金	
繰入金	△ 1,673,037 千円	財政基金繰入金	△ 1,500,000 千円
		減債基金繰入金等	△ 173,037 千円
繰越金	240,008 千円	前年度繰越金	
市 債	△ 2,965,153 千円	臨時財政対策債	△ 1,793,653 千円
		民生債	△ 592,500 千円
		教育債等	△ 579,000 千円
その他収入	85,762 千円		

歳 出

補助費等	576,621 千円	国県補助金精算等償還金	750,000 千円
		水産一般振興事業費	49,779 千円
		児童相談所運営事業費等	△ 223,158 千円
人件費	558,280 千円	職員費(退職手当)等	
扶助費	315,000 千円	介護給付(居宅系以外)事業費	450,000 千円
		障害児通所支援事業費	220,000 千円
		私立保育所事業費	151,000 千円
		生活保護運営事業費	△ 300,000 千円
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費等	△ 206,000 千円
物件費	215,858 千円	新型コロナウイルス感染症対策事業費	440,000 千円
		<small>(市内医療機関・行政検査等PCR検査等経費の追加)</small>	
		ふるさと納税促進事業費	57,000 千円
		産業廃棄物対策事業費	△ 67,000 千円
		埋蔵文化財発掘調査事業費等	△ 214,142 千円
投資的経費	△ 2,565,526 千円	(仮称)17号池公園整備事業費	63,600 千円
		私立保育所・認定こども園等整備事業費	△ 982,000 千円
		福祉施設整備・人材育成事業費	△ 692,601 千円
		小中学校施設整備事業費	△ 280,000 千円
		交通安全施設整備事業費	△ 121,278 千円
		大久保駅前東西工区土地区画整理事業費等	△ 553,247 千円
貸付金	△ 163,000 千円	中小企業融資対策事業費等	
公債費	△ 153,956 千円	長期債利子等	
その他経費	9,832 千円		

繰越明許費	7,005,120 千円	都市開発一般事務事業	6,000 千円
		市役所新庁舎建設事業	165,000 千円
		西明石活性化プロジェクト事業	20,000 千円
		住民基本台帳事務事業	10,000 千円
		福祉施設整備・人材育成事業	120,000 千円
		住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業	4,385,000 千円
		子育て世帯への臨時 特別給付金給付事業	102,000 千円
		魚住清掃工場解体事業	11,000 千円
		農業委員会運営事業	120 千円
		農業用施設維持管理事業	9,000 千円
		土地改良事業	3,000 千円
		あかし生活・地域経済 応援キャンペーン事業	300,000 千円
		海岸施設維持管理事業	20,000 千円
		明石港再整備事業	50,000 千円
		道路新設改良事業	181,000 千円
		交通安全施設整備事業	1,173,000 千円
		都市計画方針策定事業	4,000 千円
		交通政策事業	6,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	29,000 千円
		街路整備事業	161,000 千円
		(仮称)17号池 公園整備事業	230,000 千円
		都市公園安全・ 安心対策事業	20,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費の公課費を減額するとともに、歳入では、葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額 △1,000 千円 補正後 513,112 千円 〕

歳 入

葬 祭 事 業 収 入 △14,000 千円 葬 祭 収 入

繰 入 金 13,000 千円 一 般 会 計 繰 入 金

歳 出

葬 祭 事 業 費 △1,000 千円 公 課 費

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費及び県支出金精算に係る償還金を減額するとともに、歳入では、国民健康保険料を減額する一方、県支出金等を追加するもの。

[補正額 662,500 千円 補正後 30,137,480 千円]

歳 入

国民健康保険料	△436,912 千円	一般被保険者国民健康保険料	
県支出金	775,500 千円	保険給付費等交付金 (普通交付金)	774,000 千円
		保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,500 千円
繰入金	299,396 千円	一般会計繰入金	51,072 千円
		基金繰入金	248,324 千円
繰越金	24,516 千円	前年度繰越金	

歳 出

総務費	△13,000 千円	職員費	
保険給付費	775,500 千円	一般被保険者療養給付費	950,000 千円
		一般被保険者療養費	25,000 千円
		審査支払手数料	500 千円
		一般被保険者高額療養費	△200,000 千円
諸支出金	△100,000 千円	保険給付費等交付金償還金	

今回の補正は、大窪村財産区及び大久保町財産区について、歳出で、土地処分に伴う水利補償金及び一般会計繰出金の減額などをするとともに、歳入では、土地売払収入を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 $\Delta 1,022,557$ 千円 補正後 $5,391,668$ 千円 〕

歳 入

財 産 収 入	$\Delta 1,045,071$ 千円	土地売払収入	
		大窪村財産区	$\Delta 654,903$ 千円
		大久保町財産区	$\Delta 390,168$ 千円

繰 越 金	$22,514$ 千円	前年度繰越金	
		大窪村財産区	$13,650$ 千円
		大久保町財産区	$8,864$ 千円

歳 出

諸 支 出 金	$\Delta 452,866$ 千円	補償補填及び賠償金	
		大窪村財産区	$\Delta 218,301$ 千円
		大久保町財産区	$\Delta 130,057$ 千円

		一般会計繰出金	
		大窪村財産区	$\Delta 65,491$ 千円
		大久保町財産区	$\Delta 39,017$ 千円

予 備 費	$\Delta 569,691$ 千円	予 備 費	
		大窪村財産区	$\Delta 357,461$ 千円
		大久保町財産区	$\Delta 212,230$ 千円

議案第 17 号

令和3年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算
(第1号)

今回の補正は、歳出で、山手環状線街路事業の用地先行取得事業費を減額するとともに、歳入では、市債を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[補正額 △950,000 千円 補正後 2,050,000 千円]

歳 入

繰 入 金 100 千円 一般会計繰入金

市 債 △950,100 千円 公共用地先行取得事業債

歳 出

行政財産取得費 △950,000 千円 山手環状線街路事業用地先行取得事業

繰 越 明 許 費 733,000 千円 山手環状線街路事業用地先行取得事業 566,000 千円

江井ヶ島松陰新田線道路事業用地先行取得事業 167,000 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費を減額する一方、国県負担金等精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金等を減額する一方、前年度繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 392,196 千円 補正後 24,533,817 千円 〕

歳 入

介護保険料	△3,624 千円	第1号被保険者介護保険料	
国庫支出金	3,624 千円	調整交付金	752 千円
		介護保険災害等臨時特例補助金	2,872 千円
繰入金	△29,800 千円	一般会計繰入金	
繰越金	421,996 千円	前年度繰越金	

歳 出

総務費	△29,800 千円	職員費	
保険給付費	0 千円	施設介護サービス等給付費	20,000 千円
		居宅介護住宅改修費	4,000 千円
		居宅介護サービス計画等給付費	9,000 千円
		地域密着型介護サービス等給付費	△100,000 千円
		介護予防サービス等給付費	65,000 千円
		介護予防住宅改修費	6,000 千円
		介護予防サービス計画等給付費	12,000 千円
		地域密着型介護予防サービス等給付費	△6,000 千円
		高額医療合算介護サービス費	△1,000 千円
		特定入所者介護サービス等費	△5,000 千円
		審査支払手数料	△4,000 千円
諸支出金	421,996 千円	国県負担金等精算金償還	

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金等を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、後期高齢者医療保険料等を追加するもの。

[補正額 31,712 千円 補正後 4,408,785 千円]

歳 入

後期高齢者医療保険料	39,344 千円	後期高齢者医療保険料	
国庫支出金	211 千円	国庫補助金	
繰入金	△16,556 千円	一般会計繰入金	
繰越金	8,563 千円	前年度繰越金	
諸収入	150 千円	受託事業収入	

歳 出

後期高齢者医療 広域連合納付金	28,435 千円	負担金補助及び交付金	
諸支出金	3,277 千円	健康診査補助金返還金	2,863 千円
		国庫補助金等 精算金償還	414 千円

今回の補正は、給水戸数の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の減額等をするもので、当年度純利益 375,187 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費等の減額をするとともに、資本的収入では企業債等の減額をするもの。

事業収益

営業収益	△50,000 千円	給水収益	
特別利益	1,000 千円	固定資産売却益	

事業費用

営業費用	△113,700 千円	原水及び浄水費	△17,410 千円
		配水及び給水費	△22,140 千円
		受託工事費	△80 千円
		業務費	△250 千円
		総係費	△66,820 千円
		資産減耗費	△7,000 千円

資本的収入

企業債	△7,500 千円	企業債	
工事負担金	△3,000 千円	工事負担金	

資本的支出

建設改良費	△155,000 千円	第3次整備事業費	△140,000 千円
		事務費	△15,000 千円
企業債償還金	△22,000 千円	企業債償還金	

今回の補正は、処理場整備費等の減額に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では過年度損益修正益の追加をするもので、当年度純利益 743,624 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では国庫補助金の減額をするもの。

事業収益

特別利益	650 千円	過年度損益修正益
------	--------	----------

事業費用

営業費用	△17,500 千円	管渠費	△700 千円
		処理場費	3,000 千円
		水洗普及費	△4,300 千円
		業務費	△9,900 千円
		総係費	△5,600 千円

営業外費用	30,000 千円	消費税及び地方消費税
-------	-----------	------------

特別損失	1,500 千円	過年度損益修正損
------	----------	----------

資本的収入

国庫補助金	△174,457 千円	国庫補助金
-------	-------------	-------

資本的支出

建設改良費	△184,000 千円	管渠整備費	△2,400 千円
-------	-------------	-------	-----------

処理場整備費	△181,600 千円
--------	-------------

議案第 2 2 号

山陽本線西明石構内南畑踏切除却立体交差工事委託契約
のこと

1 工事概要

名 称	内 容
山陽本線西明石 構内南畑踏切除 却立体交差	本体工事 橋脚基礎 9箇所、EV基礎 1箇所 ヤード工、土工、保安費 一式
	工事付帯 監理業務委託、写図等 一式
	関連工事 電気関連工事 一式

2 委託金額 金 220,000,000円

3 相手方 大阪市淀川区宮原4-3-39 新大阪NKビル
西日本旅客鉄道株式会社
取締役兼常務執行役員 近畿統括本部長 川 井 正

(参考)

工事期限 令和5年3月31日

1 要 旨

土地明渡等請求に係る訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 相 手 方

姫路市在住の個人

(2) 請求の要旨

明石市二見町西二見376番地の1の市有土地に遅くとも令和3年11月1日から正当な権原なく自動車を放置している相手方に対し、自動車の撤去及び土地の明渡し並びに損害賠償金9,650円及びこれに対する令和4年4月1日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金並びに令和4年4月1日から同土地の明渡し済みまで月額1,930円の割合による損害賠償金の支払いを求めるもの。

1 要 旨

浸水事故に係る損害賠償請求事件の和解につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 事件の表示

平成30年(ワ)第2078号 損害賠償請求事件(甲事件)

令和元年(ワ)第724号 損害賠償請求事件(乙事件)

(2) 事件の当事者

ア 原 告 神戸市在住の個人

イ 甲事件被告 明石市中崎1丁目5番1号

明石市

代表者 明石市長 泉 房 穂

ウ 乙事件被告 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

(3) 和解の要旨

ア 明石市は、原告に対し、解決金として金165万円を支払う。

イ 神戸市は、原告に対し、解決金として金185万円を支払う。

(4) 事件の内容

平成29年9月17日の台風18号の大雨により明石市が所有する明石市明南町1丁目の土地が崩落し、神戸市が管理する雨水溝に土砂が流れ込んだことにより、当該雨水溝から雨水が溢水し、原告が所有する物品を保管する倉庫が浸水したとして、明石市及び神戸市に対して、損害賠償請求として金476万7174円及び遅延損害金の支払いを求めて、神戸地方裁判所に訴えを提起したもの。

1 要 旨

令和4年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 契約の目的

令和4年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。

(2) 契約の始期

令和4年4月1日

(3) 契約金額

12,000,000円を上限とする額

(4) 相手方

ア 住所 神戸市東灘区森北町7丁目19-18

イ 氏名 福井 剛

ウ 資格 公認会計士

(5) 支払方法

業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

1 要 旨

開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数	20 路線
イ 延長	1,442 メートル
ウ 面積	9,170 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数	3,211 路線
イ 延長	645,930 メートル
ウ 面積	4,658,044 平方メートル

議案第 27 号 ～ 議案第 40 号 省略

報告第 1 号) 報告第 2 号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと		
報告 番号	要 旨	内 容	参 考
第 1 号	<p>令和 3 年第 1 回定例会 6 月議会において議決を受けた明石市立沢池小学校給食室増築ほか（建築）工事請負契約について、令和 4 年度における国庫補助金額の増加に当たり支払条件を変更する必要性が生じたことに伴い、令和 4 年 1 月 7 日専決処分により一部変更したので、報告するもの。</p>	<p>支払条件の変更 （変更前） 令和 3 年度 <u>金 155,727,000 円以内</u> 令和 4 年度 残 額 （変更後） 令和 3 年度 <u>金 91,234,000 円以内</u> 令和 4 年度 残 額</p>	<p>相手方 有限会社今里工務店 工事期限 令和 4 年 6 月 3 0 日</p>
第 2 号	<p>令和 3 年第 1 回定例会 3 月議会において議決を受けた文化財収蔵庫設置工事請負契約について、地盤調査の結果、地盤改良工事の施工数量が見込みよりも多いことが判明したことから、請負金額を増額する必要性が生じたことに伴い、令和 4 年 1 月 1 3 日専決処分により一部変更したので、報告するもの。</p>	<p>請負金額の変更 （変更前） <u>金 193,600,000 円</u> （変更後） <u>金 196,570,000 円</u> （2,970,000 円増額）</p>	<p>相手方 大和リース株式会社 神戸支店 工事期限 令和 4 年 1 月 3 1 日</p>

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営貴崎住宅	68,900	令和3年 12月14日

報告第4号
く
報告第5号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第4号	道路上の事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年11月30日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 16,226円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 令和3年10月21日明石市松が丘1丁目3番地先の道路上を相手方が歩行中、側溝上に設置してあるグレーチング蓋の隙間に足首を挟み、負傷させたもの。
第5号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年12月15日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 13,200円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和3年11月29日明石市二見町西二見駅前4丁目1481番地の2地先において、消防局消防署の職員が相手方である傷病者のもとに向かうためメインストレッチャーを曳行していた際、路上に落ちていた相手方の眼鏡をメインストレッチャーの車輪でひき、損害を与えたもの。

令和4年第1回定例会3月議会提出議案概要書（2）

議 案 目 録

- 議案第 4 1 号 あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）
策定のこと
- 〃 第 4 2 号 明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環
境等の向上に資する取組の推進に関する条例制定のこと
- 〃 第 4 3 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第 4 4 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

明石市第5次長期総合計画の計画期間の満了に伴い、明石市自治基本条例第26条第1項の規定に基づき、市政を総合的かつ計画的に運営していくため、2030年度を目標年次とする新たな総合計画を策定することについて、明石市議会の議決すべき事項等に関する条例第2条第1号の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

持続可能で、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、市、市民、事業者、各種団体等が、パートナーシップにより取組を進めていけるようSDGsの考え方をまちづくりの基軸とする総合計画を次のとおり策定する。

(1) 計画の期間

2022年度～2030年度

(2) 目指すまちの姿

「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」

(3) 2030年度の目標

ア 住みやすいと思う人の割合 100%

イ 人口30万人の維持

(4) まちづくりの方向性

経済・社会・環境の三側面に統合的に取り組む。

ア 経済

にぎわいと活力が持続するまち

イ 社会

すべての人が助け合い安心して暮らせるまち

ウ 環境

人にも自然にも地球にもやさしいまち

1 要 旨

工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積等の敷地面積に対する割合に関する基準を定めるとともに、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を推進するため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 本市の特定の区域内に存する特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率を次のとおり定める。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域、工業地域及び工業専用地域（二見町南二見を除く。）	100分の10以上	100分の15以上
二見町南二見（南二見人工島）	100分の5以上	100分の10以上

(2) 周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等の実施

特定工場内の緑地が減少する場合、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（緑地の減少後の周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前に比してより良いものとなることをいう。）として、市、特定工場の設置者及び地域住民のパートナーシップの下、緑化等の取組が行われなければならない。

(3) 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議の設置
緑化等の取組の内容について専門的な立場から総合的に評価し、及び助言するため、見出しの会議を設置する。

(4) 協定の締結

明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの達成のため、市、対象事業者及び協働のまちづくり推進組織は、緑化等の取組を内容とする協定を締結するものとする。

3 施行期日

令和4年4月1日

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の期末手当の支給率を改定するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市職員の給与に関する条例

イ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

ウ 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例

エ 明石市職員退職手当条例

オ 明石市立学校職員の給与等に関する条例

(2) 期末手当に関する改正

ア 期末手当の支給率の改定

(現行) 100分の127.5 (再任用職員は100分の72.5)

(改正) 100分の120 (再任用職員は100分の67.5)

イ 令和4年6月の期末手当の特例

改定後の支給率を用いて算定した場合の令和3年12月の期末手当の額と支給済みの令和3年12月の期末手当の額との差額を、令和4年6月の期末手当から減額する。

(3) 採用年度により生じた給与水準の格差を是正するため、平成29年1月に昇給号数の抑制を受けた若年層を中心に、令和4年4月における号給を復元する。

(4) 当分の間、平成29年1月に昇給号数の抑制を受けた定年退職者等の退職手当の額は、号給を復元した給料月額を用いて算定する。

(5) その他所要の整備

3 施行期日

規則で定める日。ただし、2の(3)は令和4年4月1日、2の(4)は公布の日

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市特別職の職員の期末手当の支給率を改定するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市特別職の職員の給与に関する条例
- イ 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例
- ウ 明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(2) 期末手当に関する改正

ア 期末手当の支給率の改定

(現行) 100分の220

(改正) 100分の212.5

イ 令和4年6月の期末手当の特例

改定後の支給率を用いて算定した場合の令和3年12月の期末手当の額と支給済みの令和3年12月の期末手当の額との差額を、令和4年6月の期末手当から減額する。

3 施行期日

規則で定める日

